

○（仮称）スポーツ振興まちづくり条例の制定について

現状

- ・ 基本構想の施策の大綱に「学びあいのまちづくり（生涯学習、教育、スポーツ）」が位置付けられており、だれもが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しみ、健康で活力に満ちた人生を送ることができるまちを目指し、スポーツ推進計画を基に、スポーツの推進に取り組んでいます。

対応

- ・ 誰もが気軽にレクリエーションやスポーツに親しむことができる環境を整え、スポーツをまちづくりに活かすため、また、市民生活の基礎に「市民皆スポーツ・生涯スポーツ」を据え、市民みんなの力で積極的にスポーツによるまちづくりができる気運醸成、スポーツ振興を推進するために「（仮称）スポーツ振興まちづくり条例」を制定します。
- ・ 条例の内容（骨格）としては目的・定義・基本理念・責務、推進計画、施設整備などの内容を規定する理念条例を想定しています。
- ・ 令和4年度中に条例を制定し市民への周知を行い、令和5年4月から施行を目指します。スケジュールの詳細については次のとおりです。

令和5年4月1日条例施行スケジュール（案）

- 令和4年4月～8月： 近隣市・先進市等からの情報収集、課内、部内調整、関係課所との協議等を実施、条例案を作成
- 10月上旬： スポーツ推進審議会で説明
 - 11月上旬： パブリックコメント開始
 - 12月上旬： パブリックコメント終了・件数公表
 - 12月中旬： スポーツ推進審議会に報告（必要に応じ条文修正等）
教育委員会に意見を伺う
- 令和5年2月中旬： スポーツ推進審議会に報告
- 3月： 議会に条例を上程
 - 4月1日： 条例施行